

仕 様 書

件名：研究支援に係る労働者派遣契約（環境試料の分析業務）

派遣場所	福島県田村郡三春町深作10番2号 福島県環境創造センター研究棟内（福島国際研究教育機構）
派遣職員の人数	3名
派遣期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日まで
就業日	就業曜日「月曜、火曜、水曜、木曜、金曜」 休日「土曜、日曜、祝祭日、機構指定休業日」 その他、福島国際研究教育機構職員就業規則による。
就業時間	8時30分を始業時刻、17時15分を終業時刻とし、途中60分間（12時00分～13時00分）の休憩時間を除き1日あたり7時間45分勤務とする。
延長就業等	必要に応じ、上記の就業時間以外に就業を命じる場合がある。
出張等	必要に応じ、命じる場合がある。
業務内容	<p>① 環境中の放射性物質および金属元素等の分析業務(帰還困難区域含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境試料採取に関わる準備作業（作業計画、許可申請、機材準備） ・環境試料の採取および試料保管作業（現場計測、封入、仕分け、収納） ・試料の前処理および分析作業（測定対象：核種、同位体、元素、分子、イオン、その他機構が指定するもの） ・分析データの評価・解析作業 ・その他、上記作業に付随する業務 <p>② 分析装置および薬品類等の保守管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ge半導体検出器、安定同位体比質量分析装置、ICP質量分析装置、ICP発光分析装置、全有機炭素計、蛍光X線分析装置、元素分析装置の校正管理 ・上記装置のメーカー点検の調整、発注及び現場確認等調整作業 ・危険物、有機溶剤、特定化学物質、校正用線源、測定用標準試料等の管理 ・緊急時における上記分析装置および薬品類の点検作業 ・その他、上記作業に付随する業務 <p>③ 報告書類作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～②の作業に係る報告書及び各種記録簿の作成に係る業務 <p>④ 事務補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ所掌の資料・物品・資産管理業務 ・グループ運営に係る事務補助業務（電話および来客対応、荷物の発送受取、法人文書管理（登録・廃棄作業）） ・各種契約発注および管理業務 ・機構内外の関係イベント等への対応 ・その他、付随する業務

<p>派遣職員に求める 資格・技能等</p>	<p>① 技術的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線検出器の校正、取り扱い等の実務経験が直近5年以内に、通算1年以上あること。 ・環境試料の分析に係る測定の実務経験が、直近5年以内に通算1年以上あること。 <p>② 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段 ・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる業務経験を有すること。 ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる業務経験を有すること。 ・指示された作業の計画の作成を的確に行える業務経験を有すること。 <p>③ 派遣労働者の基本的要件</p> <p>システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。Microsoft word・Excelにより書類作成・印刷等の操作、Microsoft Excelについては、関数を用いた表計算・グラフの作成、Microsoft PowerPointについては発表用スライドを作成することができる。</p> <p>④ 派遣労働者の条件</p> <p>派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」</p> <p>⑤ 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度</p> <p>役職なし</p>
<p>情報セキュリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先の情報セキュリティ管理体制の整備 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」または「ISMS」の認証を有していること。または同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。 ・再委託先の情報セキュリティ管理体制の整備 F-REIの許可なく、作業の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、F-REIが許可した場合には、受託者はF-REIとの契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。 ・情報セキュリティ監査の受入 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、F-REIが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、F-REIが定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を受託者は受け入れること（F-REIが別途選定した事業者による監査を含む）。